

愛知県立稲沢東高等学校校則

交通安全について

1 通学時について

- (1) 自転車通学者は、常に点検・整備を行い、事故防止を心がける。雨天時には傘さし運転をせず、雨合羽を着用する。
- (2) 二人乗り、並進走行、傘さし運転、携帯電話使用、イヤホン等を使って音楽等を聞くなどの「ながら運転」は、法律で禁止されているので絶対にしない。

2 運転免許について

バイク・自動車については、在学中に、①運転免許を取得しない、②バイク・自動車を買わない、③バイク・自動車を運転しない、④他人のバイク・自動車に乗せてもらわない、の「四ない運動」を守る。

身だしなみについて。

1 服装について

- (1) 学校指定の制服を着用すること。キュロットスカートの長さは膝が隠れる程度とする。
- (2) ソックスは無地で黒・紺のみで、くるぶしが隠れる長さであること。タイツ・ストッキングは無地で、黒・ベージュ・紺のみとする。ハイソックスの使用は可とするが、ニーハイソックスやルーズソックス、レッグウォーマーの使用は禁止する。
- (3) 通学靴はローファーや運動靴とする。サンダルやクロックス、草履等の使用は禁止する。
- (4) 防寒具は、コート類、マフラー、手袋、耳あて、帽子を許可する。コート類は前開きで制服の上に羽織ること。また、コート類の長さは自転車通学上安全なものにするため、ロング丈は禁止とする。セーター、ベストは学校指定のもののみ着用を許可する。
- (5) サングラス(感光レンズ)、カラーコンタクトレンズの使用は禁止する。ただし、身体的理由により必要な場合は届け出ること。
- (6) 通学カバン、補助バックは通学に適したものを使用すること。
- (7) その他、マニキュア、口紅等の化粧、つけまつげ、アイプチ、指輪、ピアス、ネックレス、ブレスレットなどの装飾品は禁止する。

2 頭髪について

清潔感があり、好感のもてる頭髪を心がけること。パーマメント、アイパー（コテ）、脱色、染色、つけ毛は禁止。

その他

- 1 アルバイトは原則として認めない。ただし、家庭の事情等で必要な場合は、事前にアルバイト届を提出する。無届アルバイトは禁止する。
- 2 携帯電話の学校への持ち込みは原則として禁止であるが、登下校の緊急時における連絡手段を確保するために、許可願いを提出した生徒は持ち込みを認める。
- 3 ゲーム機、携帯音楽機器、漫画、雑誌等、必要のない物は学校にもってこない。

令和5年5月11日

この校則については、生徒会と協議しながら随時見直しをしています。変更があった場合は、その都度ホームページにてお知らせいたします。